

国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

鈴木遺跡は、昭和49年に鈴木小学校の建設時にその存在が確認され、発掘調査の結果、日本を代表する旧石器時代遺跡であることが判明しました。

市では、平成25年度から鈴木遺跡の国史跡化を目指す取り組みを推進し、令和3年3月26日の官報告示によって国史跡に指定されました。

史跡指定された鈴木遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するため、鈴木遺跡の管理運用基準となる「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第129条の2に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に相当するもので、国史跡「鈴木遺跡」の保存・管理・整備・活用に関する基本的な考え方を示し、鈴木遺跡を管理・運用する上での指針とします。

また、計画の策定に当たっては、小平市第四次長期総合計画、小平市教育振興基本計画、小平市の文化振興の基本方針の計画等と整合を図るものとします。

3 計画対象期間

対象期間は令和5年度からとし、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画策定体制

(1) 鈴木遺跡保存活用計画策定検討委員会

計画策定に当たり、有識者及び公募市民からなる検討委員会を設置し、計画案の検討を行います。

(2) 市民からの意見・要望等の収集

計画の策定にあたっては、(1)による公募市民の参加のほか、史跡指定範囲と近隣の住民を中心とした地域懇談会の実施、また計画の素案の段階における市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施により、市民から広く意見を収集するものとします。

(3) 庁内体制の確保

関係する部局の連携を図るため、「国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定調整会議」を設置します。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定に当たっては、本基本方針の策定及び市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施の際等、適宜、市議会へ報告します。

(2) 情報の公開

検討委員会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等は、終了後速やかに、市ホームページ及び市政資料コーナーで公表します。

6 計画策定スケジュール概要（案）

年度	月	検討委員会・市民意見収集等	事務局・所管課
令和3年度	4月		
	5月		
	6月		計画策定方針の決定・教育委員会報告
	7月	市民委員公募	
	8月	市民委員選考審査会	
	9月		調整会議
	10月	第1回検討委員会 (委員顔合せ・現地視察等)	
	11月		
	12月		調整会議
	1月	第2回検討委員会（課題整理）	
	2月		
	3月		調整会議
令和4年度	4月	第3回検討委員会（計画原案検討）	
	5月		
	6月	地域懇談会	調整会議
	7月	第4回検討委員会（計画素案検討）	
	8月		教育委員会協議
	9月	パブリックコメント実施	
	10月		調整会議
	11月	第5回検討委員会（計画案について）	
	12月		教育委員会議決
	1月		
	2月		
	3月		計画策定・計画書の印刷・製本

※スケジュールについては、進捗状況により変更の可能性あり。